

# 助成対象者選考規程

## (趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人あしぎん国際交流財団（以下「当財団」という。）が定款第4条に定める助成事業を適正かつ公正に行うことの目的として、助成対象者の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

## (助成対象)

第2条 助成は次のものに対して実施する。

- (1) 国際交流・国際協力・国際理解の推進・促進に貢献する事業・活動等（以下、「国際交流事業等」という。）
- (2) 海外からの留学生・研修生（以下、「留学生等」という。）

## (助成予算の決定)

第3条 当該年度の助成予算は、予算編成の際に理事会の承認を得るものとする。

2 国際交流事業等に対する助成については、助成対象事業と金額、および総額を定める。留学生等に対する助成については、教育機関と一人当たり金額、人数、および総額を定める。

## (助成の決定)

第4条 助成対象者を選考する際の具体的な手続きは以下の選考要領に定める。

- (1) 助成対象国際交流事業等選考要領
- (2) 助成対象留学生等選考要領

## (返還)

第5条 助成対象者は、当財団から給付を受けた助成金の返還を要しない。

## (改廃)

第6条 本規程および第4条に定める選考要領の改廃は理事会の決議によって行う。

## 附則

この規程は公益法人の設立の登記の日から施行する。